

新「おおさか人権センター（仮称）」への移転に関する 部落解放同盟大阪府連合会としての見解

2009年11月21日
部落解放同盟大阪府連合会
拡大執行委員会

1. はじめに

1964年10月28日の日付、表題には「部落出身者の労働福祉センター建設についての要請書」とあり、部落解放同盟中央本部、部落解放同盟大阪府連合会、大阪府同和事業促進協議会の三社による連名で作成された文書がある。

内容は、全国の農漁村に暮らす被差別部落出身者の大都市への集中がきわどく増えていることと合わせて、とくに若年労働者が故郷を離れ、大阪に出稼ぎ就職しているケースが増加しており、その境遇は、悲惨で、職を転々と変える者や雇い主の差別的な対応に苦しめられているケースなど、憲法に保障された基本的人権の平等と労働の権利が侵害されているとの実情を訴えている。その解決のためには、東京と大阪に部落出身者のための労働福祉センターを建設し、文化・技術・生活の向上のための指導をおこない、資質を高め、職場に定着させが必要であり、そのことをもって部落問題の解決を促進することを目的に労働福祉センター建設を要請するとの内容になっている。

この文書を出発点に、現在の「大阪人権センター」の前身である「部落解放センター」の建設に向けた本格的な論議がスタートした。1967年に大阪府において「労働福祉センター」建築費として2億5千万が補正予算として認められ、1968年7月に「勤労福祉センター」起工式がとりおこなわれ、翌年の1969年6月「部落解放センター」が完成した。設立趣旨には、「多くの同和地区出身者が西日本に就職しているがこれらの者の雇用の安定を図るとともに広く同和地区出身者の生活と権利を保障し文化・技術・生活の向上のため、教育・民生・商工・衛生・労働の各分野にわたる相談・指導を行うための総合的社会施設として建設した」と記されている。

2. 全国の部落の若者の拠り所として「部落解放センター」建設へ

1969年「部落解放センター」竣工にあたって、当時の大阪府、大阪市は次のようなコメントを寄せている。大阪府佐藤義栓知事は、「大阪府におきまして、多年の懸案でありました同和事業推進のための総合施設として部落解放センターを昨年7月15日に起工して以来工事を進めてまいりましたが、このたび無事竣工し開館の運びになりましたことは、まことに喜びにたえないところであります。～中略～ 広く同和地区出身者の皆さん的生活と権利を保障し、文化・技術・生活の向上に役立てたいと念願いたしております。大阪府といたしましては、今後さらに同和行政を推進するために、このセンターの機能を十分活用いたしまして、同和問題の解決に万全を期してまいりたいと思いますので、関係者各位の変わらぬご協力をお願い申しあげ、開館のごあいさつといいたします」。

大阪市の中馬馨市長は、「待望久しかった『部落解放センター』の竣工、開館をお祝いして、喜びのごあいさつを申しあげます。～中略～ 水平社以来、部落解放運動の中心地であった大阪のゆかりの地に、地元のみなさんや、府・市の協力によって、『部落解放センター』が建設

され、実践・理論・研究・教育の啓蒙の第一線にある人々を結集して運営されてゆくことは、同和問題解決の拠点に、より大きな力を加えるものであることを信じ、心から期待いたします」とのメッセージを寄せている。

3. 「大阪人権センター」の一方的な府からの退去要求に異議あり！

こうした経緯をたどり、オープンした「部落解放センター」は、文字通り部落解放運動の拠点として位置付き、大阪における人権運動の先進的施設としての役割を果たしてきたことは周知の事実である。そして、2002年4月からは、人権運動の拠点となるべく、「大阪人権センター」と名称を改称してきている。完成から40年が経過した今年。府連や関係団体は大阪における部落解放運動の拠点を“芦原橋”から“弁天町”に移し、新たな部落解放運動、人権運動に邁進することを決定した。

そこで、移転の経過について、説明したい。現在の「人権センター」は、大阪府所管の普通財産として位置付いており、その使用に関して（財）大阪府人権協会との間で使用賃借の契約を交わしている。「大阪人権センター」の貸付料は無償としているものの、センターの維持・管理・保全等でかかった費用については、（財）大阪府人権協会ならびに事務所として使用している各団体で負担するものとなっている。こうした契約を毎年のように大阪府ならびに大阪府教育委員会（人権センター東館の所管が府教育委員会となっている）と、（財）大阪府人権協会との間で締結されている。

こうした中大阪府は、2008年2月に「財政非常事態宣言」を行い、同年6月には「『大阪維新プログラム』（案）」が策定され、歳入確保の観点から、府所有の普通財産貸付料の減免見直しが打ち出された。先にのべた経過がありながらも大阪府は「大阪人権センター」も例外なく、2009年4月以降、有償化するとの方向を示した。しかもその負担金額は予想を超えるものであり、センターを使用している各団体の現在の負担を倍増しても追いつかないほどの金額提示が行われたところである。

当然、大阪府連としても反対の立場をとり、府の財政難という理由だけで、人権運動の拠点として取り組まれてきた人権センターの成果を水泡に帰すような方向は認めるわけにはいかないとの立場で府との協議を行ってきたが、話し合いは平行線のまま推移したところである。そこに降って沸いたように登場してきたのが、耐震問題である。2007年3月に「府有建築物耐震化実施方針」にもとづき、大阪人権センターの耐震調査が実施され、西館については2011年度までに、東館については2015年度までに耐震化対応が必要であるという結果が示され、しかも景気の減速で「大阪府としては耐震化に向けた予算措置は極めて困難である」との見解が執られたところである。

つまり、高い賃料を各団体が負担したとしてもセンターで活動できる時間は限られており、しかもその間に大きな震災が起こるようなことがあれば、多くの職員の生命さえ危ぶまれる危険性をもっていることなどが、我々の前に突きつけられたのである。

4. さらに飛躍した部落解放運動の創造をめざして

府連はこうした状況のもとで大阪人権センターに活動の拠点を置いている各団体との協議をすすめ、部落解放運動に責任を持つ立場から、この際、「大阪における部落解放運動の拠点を行政から自立し、自らの浄財と組織の力で確保しよう」という態度を決定し、移転場所の確保に奔走してきた。

ここで、40年の歴史をもった「人権センター」から部落解放運動の拠点を移転することについての大坂府連としての見解を公表し、「新しい酒は新しき皮袋に盛れ」との言葉通り、新たな部落解放運動のスタートを期したいと決意を新たにしているところである。

その第1の視点は、部落解放運動の活動の領域が、今までにない広がりをしてきているという現実にある。活動の領域は、いまや幅広い政治活動やまちづくり運動といった段階にまで高まってきており、もはや公的施設内の活動に限界があるとの立場から自前での拠点確保をめざすという方向である。

第2の視点は、部落解放運動のステージを、より一層広げていくという視点である。部落問題の解決は、部落内の問題に取り組んでおれば解決するということではない。真に人権が確立された社会の建設にこそあるとすれば、当然のように部落解放運動のステージも被差別部落の中を飛び出し、一般社会に活動拠点を置き、そこから部落解放運動や人権運動を発信していく段階を迎えたとの判断である。

地元支部は、従来通り部落に拠点を置き、部落内の相談や要求に真摯に対応しつつ、同盟員、地域住民、さらには周辺地域の人たちとの協働を進めるという活動スタイルがこれからも不可欠である。一方、本部機能を有する大阪府連は、大阪府や大阪市をはじめとする行政との関係、民主党をはじめとする政党との関係、さらには、企業、経済団体や宗教団体などとの関係において、法律や制度、行政機構や社会的システムの改革など、差別撤廃に必要な施策の確立を求める社会変革の運動が求められているということである。

こうした立場から、より一層市民とつながり、人権社会の建設に寄与する部落解放運動の創造が期待されているとの立場から、部落の外に活動拠点を置くことを決定したのである。

第3の視点は、「同和問題の解決は行政の責務である」とする答申の考え方をあらためて明確にし、今日的な「行政責任」をはっきりさせるということである。行政の建物に拠点を置きつつ、「部落差別の責任は行政にある」との立場に立った運動には限界が来ており、ここは、一度そのことをはっきりさせ、自立した運動団体として、あらためて、「行政の責任で部落問題を解決させる」「その道筋を示せ」という迫力ある部落解放運動に挑戦しようという立場である。

民主党を中心とする新たな政権のもとで議論される「人権侵害救済法案」も、閣法としての成立が急がれており、今まで以上に期待が高まっている。府所有の「大阪人権センター」に様々な人権団体が入っていることで、人権確立に向けた真の行政責任が曖昧になっていた面があったのではないだろうか。

今後は行政責任で実施すべき、人権啓発の課題、人権相談システムの構築など、行政自らが主体となった「大阪人権センター（仮称）」の設立が求められることは当然であり、我々もそのことを要求していくこととなる。

5. 人権運動の大坂の拠点に！

第4の視点は、真の意味での人権運動を展開しようという思いから新「おおさか人権センター（仮称）」への移転を決意したということである。それは、今日の人権問題は、歴史の経験を超えて多岐にわたる広がりを見せており、行政だけの役割では解決しない段階を迎えている。私たちの出番がさらに求められているとの判断である。

ハンセン病回復者への差別や偏見、刑余者への支援という課題、多重債務者問題、家庭内暴力、DVなど、枚挙にいとまがないほど様々な人権課題が横たわっている。政府や自治体とし

ても相談窓口の開設や被害者救済の支援方策の検討など、取り組むべき課題は少なくない。しかし、すべてが行政だけで解決する問題ではなく、NPOなどの市民活動が果たす役割も大きい。

新たにオープン予定の「おおさか人権センター（仮称）」が大阪での人権確立に果たす役割が大きいことはいうまでもない。つまり、行政と当事者との間をつなぐ“架け橋”的な役割を果たす市民運動の展開を、公的施設ではない民間のセンターで取り組んでいこうという試みである。

第5の視点は、浪速地区における“人権のまちづくり”がこれからどうような発展を見せるのか、私たちも責任の一端を持つ者として役割を果たすということである。芦原橋ゾーンとして人権センターの他に、ヒューマインド、A'ワーク創造館、リバティおおさかなど、文字通り大阪における人権運動の中心地であった。浪速のまちづくりにとって、この芦原橋ゾーンの今後のあり様は、極めて重要であり、私たちも地元浪速支部とともに責任を果たすよう行政への働きかけや関係機関との調整などに取り組んでいくということである。

6. 大阪における人権マイノリティの砦としての役割を果たそう

新たな建物は部落解放運動における政治・選挙闘争に本格的に取り組む拠点となるばかりか、荊政会議員の事務所的機能や松岡とおる参議院議員事務所としての活動拠点ともなり、大阪における人権の一大政治集団が結集する予定である。人権政策への提言や市民運動の展開など、“自前の活動拠点”ができることで、規制や制約から解き放された部落解放運動と人権運動が展開できるようになる。

人権を柱にしたNPOやボランティア団体など、真面目に誠実に取り組んでいるが、財政上の問題など厳しい運営状況にある団体が大阪にも数多く存在している。こうした団体の活動拠点になるような工夫や働きかけなど、従来の「人権センター」では出来なかったことにチャレンジできる好機もある。飛鳥会事件以降、部落解放同盟に対する信頼回復という点からも、さまざまな団体とつながり、共通した取り組みを展開していく拠点として、新たにオープンする「おおさか人権センター（仮称）」がその役割を担えるものとしていく必要がある。

7. さいごに

1969年から実に40年。特措法時代の象徴とも言える「大阪人権センター」時代が幕を下ろす。“特別な時代”が本当の意味で終わりを告げることとなる。第3期部落解放運動と言われて久しいが、その内実は、行政依存体質が抜けきっていない現状や、特別対策終了により、部落解放運動離れが加速し、急激な同盟員の減少へとつながっていることは誰もが否定できない現実である。大阪府連も行政依存体質の脱却と自立した部落解放運動の展開を常に運動の柱として提起し続けたが、現実は、特措法時代33年間の運動スタイルから脱却できていないのが実態である。こうした意味からも公的施設から退去し、民間所有の施設に転居するという行為は、運動の大転換を意味するものであり、運動スタイルそのものを転換させる絶好の機会でもある。

行政からの依存体質から抜けだし、本格的な自力・自闘の部落解放運動のスタイルに大転換をはかり、第三期の部落解放運動の本来の実践が、ここからスタートすることとなる。部落の完全解放、人権立国ニッポンの実現に向けて、自主・共生・創造の部落解放運動の実践に本格的に挑戦しよう。